

令和元年度

離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業

環境対応型石油製品販売業支援事業
油含有土壌等除去補助事業

申請者用手引書

令和元年5月改定

全国石油商業組合連合会

目 次

I. 事業の概要	
1. 油含有土壌等除去補助事業について	2
2. 補助金を受けるための要件	2
3. 補助金の額	4
4. 補助金の申請から交付までの流れ	5
II. 油含有土壌等除去補助事業を受けるに当たっての注意事項	6
III. 申請資格要件の確認	6
IV. 見積書の作成依頼	8
V. 土壌処理業者に求める書類	9
VI. 申請書類の提出	10
VII. 実績報告書の提出	11
VIII. 「補助金額確定通知書」が届いたらやるべきこと	12
IX. 補助金の入金	12
X. その他の注意事項	12

I. 事業の概要

1. 油含有土壌等除去補助事業について

給油所の敷地で、あらかじめボーリング等で採取した土壌及び地下水を分析した結果、ベンゼン・鉛は基準値を超えていないが油分、油臭・油膜が含まれた土壌があり、しかもその土壌の範囲が明確な場合において、その土壌等の除去及び処理等を行う際に費用の一部を補助します。

具体的には、次のようなケースのときに利用できます。

例1)

- ・地下タンクの入換工事を実施中、土壌に油分などが確認された。
- ・このため工事を一時中断し、土壌のボーリング調査を実施した結果、ベンゼン、鉛は基準値を下回っており、土壌には油分だけが含まれていることが判明した。
- ・油含有土壌の範囲もボーリングにより明確である。

例2)

全石連のボーリング調査補助事業を実施し、その結果、軽油の漏えいであったためベンゼン、鉛は基準値を超えていないが、油分、油臭・油膜が含まれた土壌があり、油含有土壌の範囲も明確になっている。

2. 補助金を受けるための要件

①申請者

- ・揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品質確保法」という）第3条に基づく経済産業大臣の登録を受けている揮発油販売業者であること。
- ・中小企業者であること。
- ・申請給油所を運営している者であること。
- ・運営している給油所数が、品質確保法の登録上70給油所以下であること。
- ・申請給油所の営業を今後も続けること。
- ・申請書（様式1号）の「誓約書」に記載のある各事項に該当しないこと。

* 「中小企業者」とは、小売業にあつては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社或いは常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人をいう。

卸売業にあつては資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社或いは常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人をいう。

②申請給油所

- ・品質確保法第3条に基づく経済産業大臣の登録を受けている給油所であること。

③補助対象要件

- 1) あらかじめボーリング等で試料を採取し、次の方法によりベンゼン、鉛、油分、油臭・油膜を調査分析し、ベンゼン、鉛は基準値を超えていないが、油分、油臭・油膜が存在していることを確認できていること。

ボーリング等の調査の方法は次のとおり。

- イ 試料は採取した土壌と地下水とし、原則として土壌はベンゼン、鉛、油分、油臭及び油膜を分析し、地下水はベンゼン、鉛、油臭及び油膜を分析する。
 - ロ 土壌は、次に掲げる方法により検液を作成し、分析すること。
 - ① ベンゼンに関する検液の作成は、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」付表に定める方法に準じ、行うこととする。
 - ② ベンゼンに関する分析方法は、「土壌汚染対策法施行規則第6条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15・3・6環告18号）」に準じ、工業標準化法に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法とする。
 - ③ 鉛溶出量調査に関する検液の作成は、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」付表に定める方法に準じて行うこと。
 - ④ 鉛溶出量調査に関する分析方法は、「土壌汚染対策法施行規則第6条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15・3・6環告18号）」に準じ、日本工業規格K0102の54に定める方法とする。
 - ⑤ 鉛含有量調査に関する検液の作成は、「土壌汚染対策法施行規則第6条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）」に準じ、行うこととする。
 - ⑥ 鉛含有量調査に関する分析は、「土壌汚染対策法施行規則第6条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15・3・6環告19号）」に準じ、日本工業規格K0102の54に定める方法とする。
 - ⑦ 油分調査に関する検液の作成及び分析は、「油汚染対策ガイドライン」資料3G C - F I D法によるT P H試験法に準じ、行うこととする。
 - ⑧ 油臭及び油膜に関する分析方法は、「油汚染対策ガイドライン」資料4の2.1に定める土壌の油臭の測定方法、3.1に定める土壌の油膜の測定方法とする。
 - ハ 地下水は、次に掲げる方法により試料を採取し、分析すること。
 - ① 水の採取は、当該地点の水を適切に採取できる方法により行うこととする。ベンゼン、鉛を分析するための水はボーリング調査孔内の水の中央付近から採取し、油臭及び油膜を分析するための水はボーリング調査孔内の水の水面付近から採取する。
 - ② ベンゼンに関する分析方法は、「土壌汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）」に準じ、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法とする。
 - ③ 鉛に関する分析方法は、「土壌汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）」に準じ、日本工業規格K0102の54に定める方法とする。
 - ④ 油臭及び油膜に関する分析方法は、「油汚染対策ガイドライン」資料4の2.2に定める水の油臭の測定方法、3.2に定める水の油膜の測定方法とする。
 - ニ 分析終了後、速やかに濃度計量証明書等を作成し、分析結果を提出すること。
- 2) あらかじめ実施したボーリング等の調査により、土壌中の油の範囲が特定できていること。
 - 3) 油含有土壌等を掘削除去すること。
 - 4) 掘削した油含有土壌を適正に処理すること。

- 5) 申請給油所の油含有土壌等の除去が終了したことを消防に提出する関係書類で証明できること。
- 6) 油含有土壌等除去補助事業は、当該年度を越えて事業を実施することはできない。

④申請締切日

当該年度の10月最終営業日（※）までに全石連へ申請書類が不備なく届いていることが条件ですので、余裕を持って申請して下さい。

※申請額が予算を超過すると見込まれる場合などは、事前に申請受付を終了します。申請受付順で順次手続きを進めますので、上記申請締切日に関わらず、当該補助金交付を御希望の方は、早めに補助金申請ください。

⑤実績報告書提出締切日

補助事業が完了したとき（作業が終了して検査事業者に支払いが行われ、領収書を受領したとき）は、完了日から30日以内に実績報告書（様式10号）をご提出下さい。

また、最終提出日は当該年度の2月最終営業日（全石連必着）です。

3. 補助金の額

①補助対象経費

補助対象となる経費は、「消防申請納付金」、「土間はつり費」、「土壌掘削費」、「土壌運搬・処分費」、「埋め戻し費（土を含む）」、「土間復旧費」です。

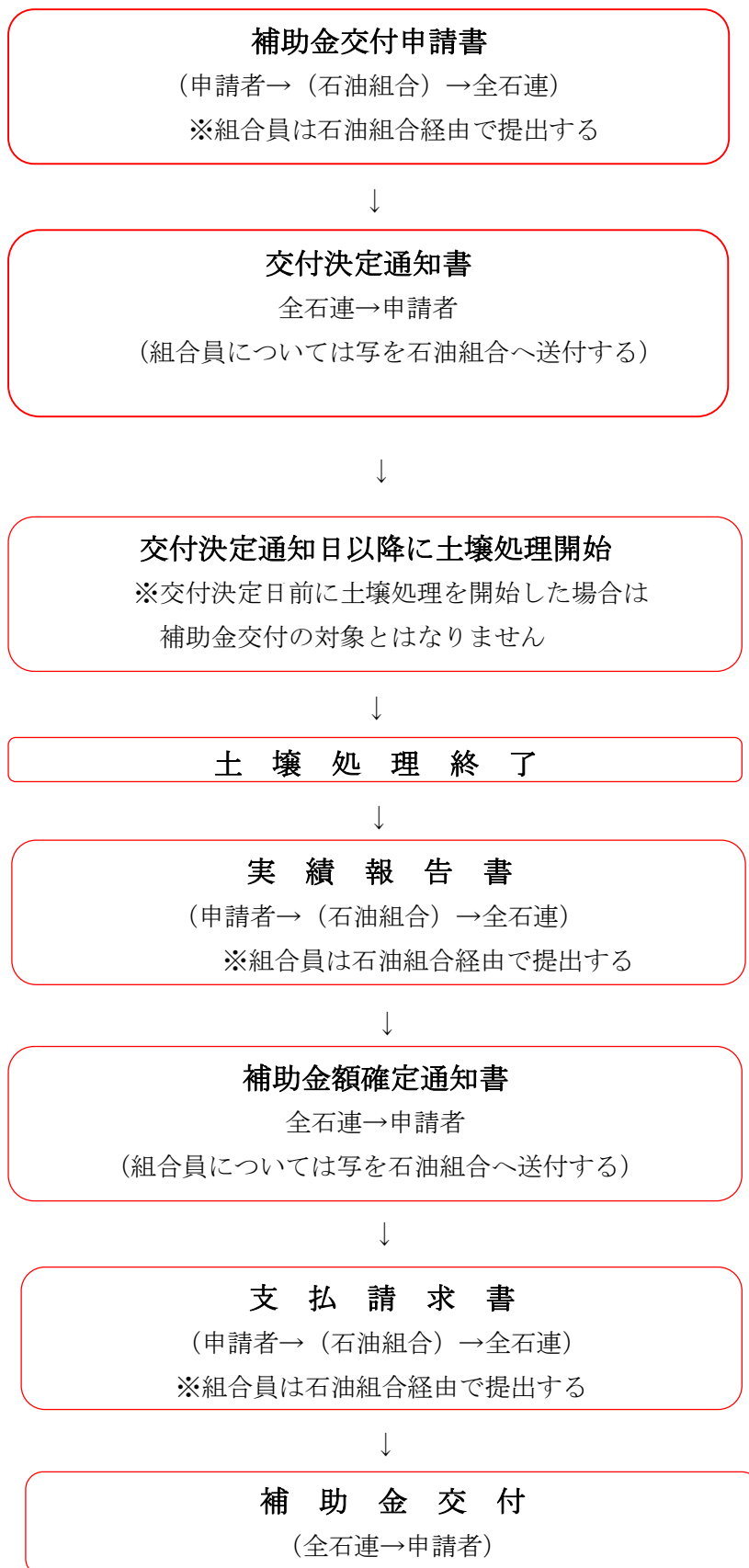
補助対象経費は、見積書で確認します。

なお「人件費」、「諸経費」、「本社経費」、「交通費」などは対象外経費です。

②補助金の額

補助金の額は補助対象経費の合計額、または基準単価により算定した経費の合計額のいずれか低い額（**上限300万円**）の3分の1（**最大100万円**）となります。（円未満切捨て）

4. 補助金の申請から交付までの流れ



Ⅱ. 油含有土壌等除去補助事業を受けるに当たっての注意事項

1. 見積もりは、2社以上の土壌汚染対策法の指定調査機関の資格を有する土壌処理業者から求めて下さい。
2. 全石連では申請内容を添付書類で確認し、交付決定通知書を交付します。申請者は交付決定通知書を受領してから土壌処理工事を開始して下さい。
交付決定を受ける前に土壌処理工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意して下さい。
3. 補助金は、申請者が所要の代金を支払ったことを確認してから交付します。補助金を受けてから代金を支払うことはできませんので十分注意して下さい。

Ⅲ. 申請資格要件の確認

申請するためには、申請者の資格、申請給油所の資格、補助金を受けるための要件がありますので、次の手順に従って確認して下さい。

Q 1. 申請するあなたは、品質確保法の登録揮発油販売業者ですか？

- はい ⇒ 『Q 2へ進んで下さい』
- いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 2. 申請するあなたは、中小企業者ですか？（中小企業者の定義は2ページ参照）

- はい ⇒ 『Q 3へ進んで下さい』
- いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 3. 申請するあなたは、申請給油所の運営者ですか？

- はい ⇒ 『Q 4へ進んで下さい』
- いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 4. 申請給油所は、現在品質確保法の登録を受けている給油所ですか？

- はい ⇒ 『Q 5へ進んで下さい』
- いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 5. 申請給油所を今後も営業しますか？

- はい ⇒ 『Q 6へ進んで下さい』
- いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 6. 申請書（様式1号）の「誓約書」に記載のある各事項に該当しませんか？

- いずれにも該当しません ⇒ 『Q 7へ進んで下さい』
- 該当する事項があります ⇒ 『申請できません』

Q 7. 2～4ページに記載されている補助対象要件に適合するように土壌処理工事を実施しますか？

- はい ⇒ 『申請資格がありますので、IVへ進んでください。』
- いいえ ⇒ 『申請できません』

IV. 見積書の作成依頼

1. 当該補助事業の請負事業者の資格は、次の①～③の通りです。2社以上の見積書を提出して下さい。
 - ①土壤汚染対策法に基づく指定調査機関
 - ②消防法に基づく甲種又は乙種第四類危険物取扱免状取得者
 - ③以下に該当しないこと
本会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い本会から処分を受けた者（社）で、その執行を終えた日から2年を経過しない者（社）

2. 選定した2社以上の土壤処理業者に対し、土壤処理期間や土壤処理の段取り（土壤処理の開始は全石連からの交付決定通知書が届いた後に可能となること）等、土壤処理に関する諸条件を明確にし、どの土壤処理業者にも同様の見積もり条件になるように指示して下さい。

3. 見積もり条件
 - 1) あらかじめボーリング等で試料を採取し、ベンゼン、鉛、油分、油臭・油膜を調査分析し、ベンゼン、鉛は基準値を超えていないが、油分、油臭・油膜が存在していることを確認できていること。
 - 2) あらかじめ実施したボーリング等の調査により、土壤中の油の範囲が特定できていること。
 - 3) 油含有土壌等を掘削除去すること。
 - 4) 掘削した油含有土壌を適正に処理すること。
 - 5) 申請給油所の油含有土壌等の除去が終了したことを消防に提出する関係書類で証明できること。
 - 6) 油含有土壌等除去補助事業は、当該年度を越えて事業を実施することはできない。

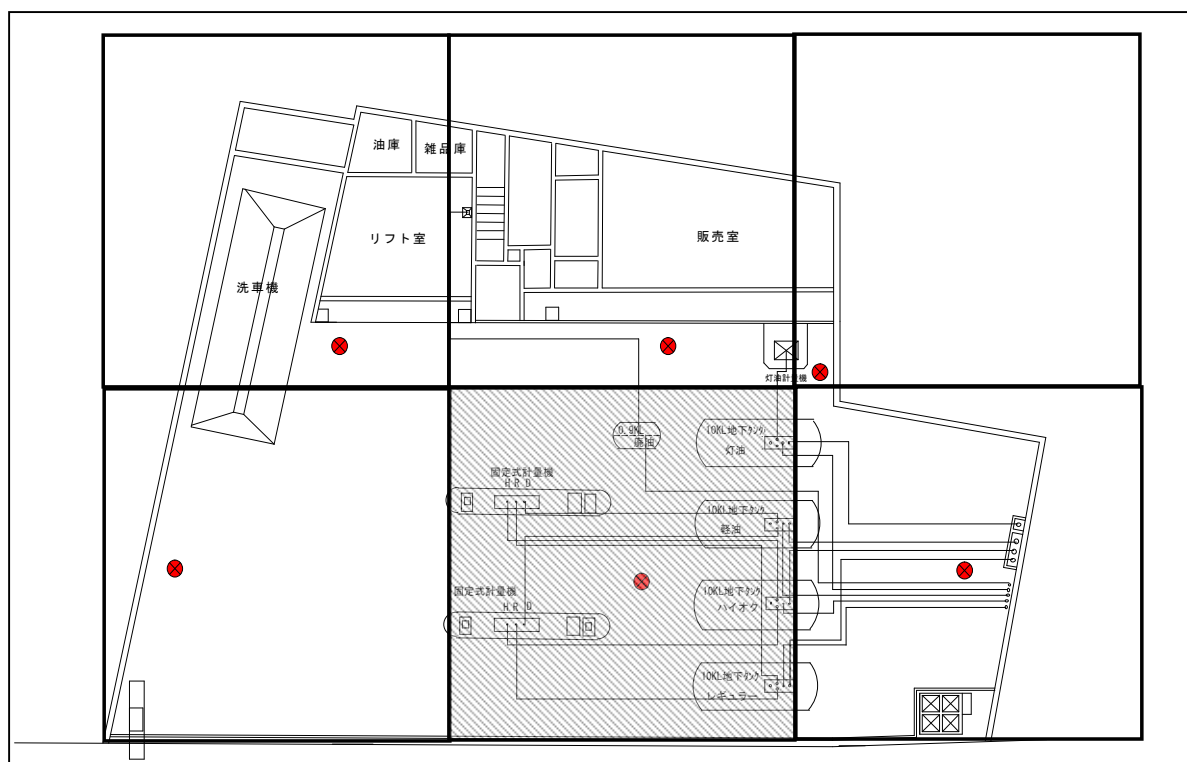
4. 選定した2社以上の土壤処理業者に対し、見積書のほか「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書」写しを徴求して下さい。

5. 選定した2社以上の土壤処理業者からの見積もりで品質と価格を競争させ、最も安価であった土壤処理業者に発注して下さい。
ただしこの時点では、交付決定を受けていないので、土壤処理工事を開始すると補助金が交付されませんので十分注意して下さい。

V. 土壌処理業者に求める書類

見積競争の結果、土壌処理を発注する土壌処理業者から次の書類を求めて下さい。

- ① 受注業者が建設関係事業を行っていることが確認できる、商業登記簿謄本
- ② 施工業者の作業役割が確認できる「組織表」
- ③ 土壌掘削除去平面図（油含有土壌等の掘削除去範囲を示す平面図）（例）



④ 作業工程表

⑤ 土壌処理工事を発注する業者の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書の写し

⑥ 土壌処理工事を発注する業者の消防法に基づく甲種又は乙種第四類危険物取扱取得者の免状の写し

VI. 申請書類の提出

申請書類の提出先は、申請給油所が所在する都道府県石油組合または全石連です。

なお、申請の締め切りは当該年度の10月最終営業日（※）ですが、この日までに全石連へ申請書類が不備なく届いていることが条件です。

※申請額が予算を超過すると見込まれる場合などは、事前に申請受付を終了します。申請受付順で順次手続きを進めますので、上記申請締切日に関わらず、当該補助金交付を御希望の方は、早めに補助金申請ください。

A. 申請給油所の所有者が確認できる土地及び建物の登記簿謄本等

B. 申請給油所の品質確保法の給油所の登録書類

* 次のいずれかの書類を揃えて下さい。

ア) 申請給油所の「揮発油販売業（変更）登録申請書」の写しと「揮発油販売業者（変更）登録通知書」の写し

（イ）申請給油所の「生産揮発油品質維持計画終了日（変更）認定申請書」写しと「生産揮発油品質維持計画終了日（変更）認定書」写し（いずれも有効期限内のもの）

（ウ）上記以外の同様の内容を証明する書類

C. 中小企業者であることを証明する以下の書類

① 資本金の額又は出資の総額で証明する場合

商業登記簿謄本写し（申請日より3ヶ月以内のもの）

② 従業員数で証明する場合

法人・・・給与所得等の源泉所得税領収証書の写し（直近の領収印のあるもの）

個人・・・給与所得等の源泉所得税領収証書の写し（直近の領収印のあるもの）

所得税青色申告決算書写し（前年度分で税務署の受付印があるもの）等

* 卸売業として申請する場合は上記書類と併せて、卸売業の証明書（以下等）を添付。

「生産揮発油品質維持計画認定変更にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明並びに品質維持誓約書」写し、または「揮発油の品質確保に関する契約書」写し（いずれも有効期間内のもの）を添付してください。

D. (別紙) 油含有土壌等除去補助事業

E. 見積書（2社以上・原本）見積書の作成依頼を行った土壌処理業者の見積書を揃えて下さい。

F. 発注先土壌処理業者の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書の写し

G. 発注先土壌処理業者の消防法に基づく甲種又は乙種第四類危険物取扱取得者の免状の写し

H. 競争見積もり先の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書の写し

I. 油含有土壌等除去平面図（油含有土壌の掘削除去範囲を示す平面図）

J. 作業工程表

K. 全石連が定める調査方法により油含有土壌等の範囲が特定できる調査報告書

※ ただしベンゼン・鉛が土壌汚染対策法の基準を超えず、油分のみ存在することを証明する濃度計量証明書等の分析結果を添付したもの。

*全石連では申請書の内容を確認し、交付決定を行っております。「交付決定通知書」を受領後、工事契約を行い、工事等を行ってください。

VII. 実績報告書の提出

用意した実績報告書（様式10号）と添付書類は申請給油所が所在する都道府県石油組合または全石連へ提出して下さい。

補助事業が完了したときは（作業が終了して検査事業者に支払いが行われ、領収書を受領したとき）は、完了日から30日以内の実績報告書（様式10号）をご提出下さい。

また、最終提出日は当該年度の2月最終営業日（全石連必着）です。

実績報告書添付書類

①（別紙1）、（別紙）油含有土壌等除去補助事業

②工事契約書又は、発注書及び受注書の写し

③土壌処理代金請求書写し

④土壌処理代金を支払ったことを確認するための振込依頼書（又は領収書）の写し、及び通帳（又は元帳）の写し

*他の支払金と一括での支払いの場合は全石連が求める証憑類が必要となります。

*金融機関からの振込手続きで、代金支払額から送金手数料を差引いた場合は、土壌処理業者への代金支払額が値引き扱いとなります。

従いまして補助金の額が減額されますので、ご注意ください。（送金手数料は、補助金の対象にはなりません）

*金融機関のオンライン振込システムを利用して支払った場合は、金融機関に振込処理を行った際の一覧表を印刷したものを。（振込日、振込先、振込人、振込金額、振込手数料等のわかるもので振込が行われた日以後のものを印刷してください。）

土壌処理業者へ支払ったことを確認する書類ですので、鮮明にコピーして下さい。

また、消防納付金が補助対象となっている場合は、消防納付金の領収書を提出して下さい。

土壌処理業者へ支払ったことを確認するためにご提出いただきますので、鮮明にコピーして下さい。

*手形や小切手による支払いの場合は、手形や小切手の写し及び決済されたことが分かる書類（当座勘定照合表等）をご提出ください。また、回し手形による支払いについては補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

⑤土壌処理写真

・撮影はデジタルカメラでも、フィルムカメラでも結構です。

- ・カラー写真で印刷して下さい。(白黒は不可)
- ・撮影用のホワイトボード等に、申請者名、給油所名、撮影日付、土壌処理業者名を記載して、油含有土壌等を除去し、個々の運搬車に積載していることが判るように撮影して下さい。

⑥排出汚染土管理票、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）など土壌の処分の際に必要な証憑書類

⑦申請者の検印がある作業終了書写し

⑧消防機関に提出した書類として

- ①「危険物施設変更許可申請書」写し（変更内容がわかるもの）
 - ②『変更許可証』写し
 - ③「危険物取扱所完成検査申請書」写し
 - ④「危険物施設完成検査済証」写し
- 又は
- 消防の受付印がある「提出資料」写し

*全石連では実績報告書類の内容を確認して最終的な補助金の金額をお知らせする「補助金額確定通知書」を送付します。

VIII. 「補助金額確定通知書」が届いたらやるべきこと

送付された「補助金額確定通知書」の金額を確認して下さい。

土壌処理代金の値引きや、申請した土壌処理内容と異なる土壌処理を実施した場合は交付決定通知書に記載されている金額から減額されます。

「支払請求書」に必要な事項を記入の上、申請給油所が所在する都道府県石油組合または全石連へ速やかに提出して下さい。

IX. 補助金の入金

全ての手続きが終了してから、概ね2ヶ月～3ヶ月以内に補助金が交付されます。

X. その他の注意事項

補助金の申請書及び実績報告書等は5年間の保管義務があります。
この間、国に対し提出を求められることがありますので、大切に保管ください。